

政府機関を招致しての全員協議会質問
(事故収束・エネルギー政策・除染等について)

2014年8月18日

日本共産党・長谷部淳県議

長谷部淳県議

日本共産党の長谷部淳です。最初に汚染水対策についてです。国は、汚染水問題に関する3つの対策として、①汚染源を取り除く、②汚染源に水を近づけない、③汚染水を漏らさない—としています。3つ目の「漏らさない」とする対策について、現状をどう認識しているかお伺いいたします。

経済産業省資源エネルギー庁 糟谷敏秀廃炉・汚染水特別対策監

汚染水を漏らさないという対策につきまして、これまで護岸におきまして水ガラスによる地盤改良を進めてまいりました。これによって土の中にガラスの壁をつくりまして、汚染された地下水が海に漏れ出さないように地盤の改良を行ったところでございます。

それから、いろいろな観測井戸を掘りまして、そこで観測しまして放射性濃度の高い部分につきましてはそこから毎日汲み上げることによって、汚れた地下水が海に流れないようにする。こういった対策を進めてまいってきております。

現在海側の遮水壁を建設中ございまして、これを今後閉じられるように工事を急いでいるところでございます。

長谷部県議

現在の地下水の放出計画では、複数の井戸から汲み上げた水を一時貯留タンクに溜めて、井戸の一つの地下水から放出基準を超えるトリチウムが検出され続けても、他の井戸の水と混ざって薄まれば海に放出するという仕組みになっております。少なくとも放出基準を超える井戸からの汲み上げはしないということを基本にすることが、汚染水を漏らさない対策として当然だと思っておりますがお聞かせ下さい。

糟谷対策監（経産省エネ庁）

いまのご質問は地下水バイパスについてのものだと思いますが、地下水バイパスは建屋の中に地下水が入り込んで汚染水を増やすことがないように、汚染源に水を近づけないという対策の一つの柱として実証しているところでございます。山側に12本の井戸を掘りまして、山側一体の地下水を汲み上げるものであります。地下水を汲み上げますが、それを他の水で薄めているわけじゃありません。あくまで山側一帯の地下水を汲み上げているものであります。

それから、排出にあたりましては、厳しい運用目標を定めております。法令上の告示濃度基準が6万ベクレル（Bq/L：以下同）のところを1500ベクレルという基準を定めまして、それ以下であるということを確認したうえで放出をしておるところでございます。

実際には、現実に海に放出しております水の中に占めるトリチウムの濃度は3百数十ベクレル位にとどまっておるということでございます。これは非常に厳しい基準・運用目標を決めた上で、それ未満であることを確認しながら、地下水位を徐々に下げて、建屋の中に地下水が入って来る量を減らす、それによって汚染水の増加を抑えるという非常に大事な対策であるわけでありまして、薄めていると言われるわけですが、山側一体の地下水を汲み上げておりまして、それ以外に何か加えて薄めているというものでは決してございません。

長谷部県議

1500ベクレルというお話がありましたけれども、その1500を超える濃度が高い井戸の原因は国としてはどう把握しているのか、聞かせてください。

糟谷対策監（経産省エネ庁）

12本の井戸のうち一番南側にある“ナンバー12”という井戸のトリチウムが上がったり下がったりして1500を超えることがございます。これについて色々と過去のトラブルから類推をし、またその過去に漏れたと思われるところ、それからナンバー12の井戸の山側にいくつも観測のための井戸を掘りまして、その傾向を監視しながら何が原因として一番考えられるのかということの色々とやっておりますけれども、まだ“これが原因”ということを特定できるまでに至っておりません。

長谷部県議

1リットル当たりのベクレル数が東電が決めた値以内であっても、放出を続ければ、どんどんベクレル数が増え続けることは当然のことだと思います。「汚染水を漏らさない」対策になっているというふうにそれでも国は考えているのでしょうか。お聞かせください。

糟谷対策監（経産省エネ庁）

福島第一原発の汚染水の問題を解決する上ではですね、敷地の中で管理をする水のリスクを最大限減らす、汚染水の増加を食い止める、汚染水を漏らさない、こういうことをバランス良く行って、福島第一原発の中における汚染水のリスクを最小化していくことが必要であります。1500ベクレルというのは先ほども申し上げましたように、法定

告示濃度が6万でございましてそれを下回る濃度であります。そういうものである、しかも実際に排出されている水はですね、300ベクレル余でありますので、そういうことを充分ご説明をさせていただいて、汚染水が漏れているんじゃないかということで風評被害がおきないようにしっかりと対応させて頂きたいと考えております。

長谷部県議

いま300ベクレルというお話もありましたけれども、ちなみにこれまで放出されたトリチウムはベクレル数としてどのぐらいの総量になるのか教えてください。

糟谷対策監（経産省エネ庁）

通告いただいておりますので、手元に数字を持ち合わせておりません。

長谷部県議

1リットルあたり300ベクレルで、それが何立方かずと放出し続けてきたということなので、まあ50億ベクレルくらいになってるんだと思うんですけども、ただいずれにしても増え続けるわけですよ。1リットルあたり300ベクレルだと言っても。だから上限値なり総量の規制なり、何らかの知恵が必要だと思いますけれども今後の対応についてお聞かせください。

原子力規制庁 山本哲也審議官

規制の立場からお答えさせていただきますが、まず放射性物質を若干とも含む水の処理については、法律に基づきます規制基準というのがございます。それで水については、そのまず濃度に着目をいたしまして、これは人が飲んだ場合、（身体の）中で吸収されますので内部被ばくをおこす問題がございます。従って、どれぐらいの水を仮に人間ですから一日当たり飲む量は上限がございます。たしか1日2リットルぐらいに設定を致しまして、それで1年間、あるいは本当に言いますと生涯にあたる内部被ばくですから全部計算をいたしまして、これが20ミリシーベルト以下であれば放射線による影響がないだろうということで、これを安全上の上限として設定しているところでございます。

したがってそれを充分下回るということでありますならば、安全上の問題すなわち健康に被害を及ぼすような放射線の問題は生じないだろうということで定められているものでございます。この考え方は国際的にも一般的なものだとして理解しているところでございます。

長谷部県議

私が聞いたのは、要するに今までにない事態がいま我われの目の前で起こっていて、

汚染された水が1リットル当たり300ベクレルであっても、流し続けているわけですね。増え続けるわけです。値を小さくしたと言っても。それに対する何らかの規制が必要ではないかと聞いたんです。もう一度お聞かせ下さい。

山本審議官（原子力規制庁）

放射線に対する被害をどのように考えるかということでございます。これはやはり人の健康被害ということが第一でございますので、放射性物質が一もちろんないにこしたことはございませんけれども一やはりその放射性物質からうける放射線の被ばく量、これがどの程度になるかということが大変重要でございます。特に人間でございますので、それを大量にうけることは大変まずい問題でございますから、1年間当たりの被ばく線量を上限と致しまして規制をするというのが基本であるべきだろうと思っております。

長谷部県議

トレンチ内の汚染水についてです。地下トレンチ内に滞留した高濃度汚染水を取り除くための凍結作業がうまく行っていません。規制委員会の専門家会合では、「非常に広い知識が必要だとずっと言われている…うまく結集できていない」などの意見も出されていると聞いています。国はどのようにこの点で責任を果たそうとしているのかお聞かせください。

山本審議官（原子力規制庁）

ご指摘の通りこのトレンチという一種のトンネルの中には一2号機・3号機それぞれいくつかのトレンチがございますが一合わせて1万トンの高濃度放射性物質を含んだ水がございます。特に事故当初たいへん濃度が高かったということでございますので、これが万が一漏れますと大変な問題がありますので、少しでもリスクを下げようということでまず濃度の低減対策を実施致しました。これによって2桁ぐらい、確か濃度が下がったと記憶しております。最終的にはこの汚染水を除去する、要は汲み上げて処理をするということでございます。汲み上げるためにはですね、このトレンチが残念なことにタービン建屋という建屋とつながっております。建屋の中にある7万トンの、これ1号機から4号機全部でありますけれども、汚染水が入っておりますので、仮にトレンチから汲み上げてもどんどんタービン建屋から送られてしまいますから、それをなくすことはできません。従ってタービン建屋とトレンチの間を止水をするというのがまず第一の目途でございます。それで今回実施しております凍結の方法というのは比較的凍結が容易で、まわりを凍らすだけでありますので比較的工期が短くて、しかも作業が簡単であるということでまず採用したということであつたと思っております。ただ問題はこれがうまく凍ってないということが判明してございます。そのためいま、東京電力は

氷などを投入することによって、要は汚染水のトレンチ側の温度を下げることによって凍結がうまく行くのではないかといま一生懸命努力しておるところでございます。

この結果については実は私どもも明日でございますけれども、専門家会議を開催いたしまして東京電力のやった対策の効果・成果がどうであるかということをよく確認をしたいと思っております。もちろんうまく凍結していればそれを継続するということになりますけれども、ただ単に凍ればいいということだけではありませんで、要はそこで止水をすると。止水をするという事はタービン建屋からの水の圧力に耐えられるしっかりしたものでなくてはなりませんから、そういったものを構成できていくかどうかということをよく確認をしたいと思っております。仮にそれがもしだめな場合は次の対策を考えていく必要がございます。現在考えております対策は、そのタービン建屋とトレンチの間のいま凍らしているところの隙間にコンクリートのような、グライドというものを、これは固形物でございますけれども、そういったものを入れて固めて止水をするということを次の対策として考えてございますので、そういった対策の要否も含めてですね、明日の専門家会議のところによく議論をして検討していきたいと考えておるところでございます。

長谷部県議

次に、地下の透水層に関してです。第一原発地下 25 メートルにあるとされる下部透水層が放射能で汚染されていることを国が知ったのはいつでしょうか。お聞かせください。

山本審議官（原子力規制庁）

正確な年月日はちょっと覚えておりませんが、日々東京電力はそういういくつかの観測井戸を掘りまして、その放射性物質の濃度を計測してございます。頻度は日々毎日であったり、1週間に一遍とか色々ございますので、その中にご指摘のように深い井戸を最近新たに設置を致しまして、そこを観測を致しました。ご指摘のように深い井戸の、要は下部の地下水のところトリチウムが検出をされているということでございます。かつてはそれがなかったわけですが最近それが発見をされたということは一般的に考えられるのは上部に、観測されましたどちらかと言うと海に近いところ、護岸付近のところでございます。ご案内のとおり、海に近いところは上部のところは地下水が放射性物質に汚染されております。どうやらそれが地下の方に行ったのではないかとということになります。この原因は一つはですね、先ほどの説明にありましたように、水ガラスなどによって海への流出をいま食い止めております。それから海側の遮水壁というものをいま設置工事中でございます。そうしますと上部の地層あたりはどんどん山側から水が来て、それは外に、海側には当然いきませんから、当然そこに溜まってくると圧力が

かかってまいります。すなわち上部の地層の水圧が上昇することによって、一般的には深いところの地層の水圧は非常に高い状況ですから、一般的に上から下にこないわけがありますけれども、上部の地層の地下水の水圧が上昇することによって、下部の地層の所まで流れ始めているのではないかというところがございます。この問題は、海側にそういう堰止めをすれば当然生じる問題でありますので、先ほどご説明ありましたように海側遮水壁がこの9月にまず全部閉じるということがいま計画されております。その上で当然その中の水圧が上がってまいりますので、その地下水を汲み上げる、たしか地下水ドレンという名称の下にですね、サブドレンの水と一緒に汲み上げて、浄化した上で放水するという計画だと聞いておりますけれども、その対策を合わせて実施をしていくことでこういう問題は解決していくことになるのではないかと考えております。

長谷部県議

今の地下の問題ですけれども、国のですね、これは経産省かと思っておりますけれども、汚染水処理対策委員会の委員からは、タービン建屋やトレンチから汚染水が地下に漏れる可能性について会合の中での指摘というのはなかったのでしょうか。お聞かせください。

糟谷対策監（経産省エネ庁）

議事録も含めて逐一全部記憶しているわけじゃありませんけれども、私どもとしましては現在建屋の中の水位をですね、建屋のまわりの地下水の水位よりも低く保っております、したがってその建屋のまわりから常に建屋の中に水が流れ込むような状態をつくっております。この状態が維持できておりますので、中から外に流れ込むことはあってもですね、外に流れ出すということがないように、そういう趣旨で建屋の水位を常にまわりの水位よりも低く保っているところでございます。

長谷部県議

確認しておきたいんですけれども、その下部透水層の汚染が実態としてあるということなので、その汚染水を漏らさないようにするには、下部透水層が海にしみ出る場所での常時モニタリングが必要だと、これはたぶん常識的なことだと思うんですけれども、その対応は取られているのかどうかお聞かせください。

山本審議官（原子力規制庁）

まずあの、下部の地下水が海側に漏れていかないようにするために、海側の遮水壁と申し上げました。これは下部の透水層まで到達するような非常に深い遮水壁をいま現在設けようとしております。これはまだ閉じておりませんのでまずこれを閉じる。それからもちろん観測は継続的に必要でございます。浅いところ、それからいま計っているよ

うな深いところですね。こういったところの汚染水・放射性物質の状況はどうなっているかということをしつかりとモニタリングをしていくことが大事であります。当然閉じて、先ほど言いました地下水ドレンがもし開始されることが出来ましたら、当然また状況が変わってまいりますので、凍土壁がどのように変化するかと、これをしつかり確認をしていく、監視をしていくということが大事であろうと思っております。

長谷部県議

聞いておりますと、「汚染水は完全にブロックされている」ということの説明は破たんしているように思うわけですが、この政府説明については撤回をしてきちんと正面から取り組むということをはっきりさせるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

糟谷対策監（経産省エネ庁）

汚染水の影響は完全にブロックされているというのはですね、海洋のモニタリングをずっと継続してやっております。東日本、北から南まで調べましても、海洋における放射性物質の濃度はWHOの飲料水ガイドラインをはるかに下回ったベクレルでございます。そういうことをもって、汚染水の影響は完全にブロックされている、港湾の中に完全にブロックされている、そういうことを昨年秋に総理が言われ、我われは引き続きそのように考えてございます。

長谷部県議

この汚染水問題へのとりくみについて、国は“前面に（立つ）”ということなんですけれども、福島での会議運営や本省との調整とかあるいは東電の作業進捗管理といったことにとどまらず、責任をもって主体的に、企画・立案から作業実施から検証するという、そういった体制を現地で確立すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

糟谷対策監（経産省エネ庁）

昨年の9月に基本方針を定め、国の現地の事務所をつくっております。現地の事務所において、日々の様々な出来事、何が起きているか、それから対策の進捗がどのようになっているか。そのあたりを日々モニターし把握をし、問題になりそうなことをですね、事前に見つけ出して対応する、そういうことに努めているところでございます。

長谷部県議

次に県内の原発全基廃炉に係わって伺います。第一原発の廃止措置等の中長期ロードマップの去年6月の改訂に際しての主要なポイントとしての説明をみると、「国際顧問の登用」とか「国際連携部門の設置」であるとか「国際廃炉エキスパートグループの設

置]であるとか「国外の研究機関・企業の廃炉作業への参画を促進するための環境整備」というのがあげられています。国としてどう取り組んできてどう進んでいるのかお聞かせください。

経済産業省 土井良治大臣官房審議官

福島第一原発の廃炉に関しましては、人類がこれまで経験したことのないような大きな事業でございます。議員ご指摘のとおり、世界の英知を結集して取り組むという取り組みが必要であることは論を待ちません。当方の廃炉対策監糟谷の方からも午前中申し上げましたけれども、国際的な取り組みを順次導入しております。まず第一に国際廃炉研究開発機構という技術研究組合をつくりまして、そこを通じまして世界に技術情報の募集をかけております。募集しましたところ全体で780件の技術情報に関する提供がなされました。そのうち3分の1が海外からの提案ということでございまして、このような技術情報に基づきまして今度は具体的な対策についてですね、具体的な提案を求める、技術情報の提案の公募を行いましたところ、今度は194件の提案がなされたわけでございます。このうち4割が海外からでございました。このような提案を踏まえまして、いま現在、国のほうで技術研究開発の予算を執行しておりますけれども、このような国際的な知見を反映して取り組みたいと思っております。それから具体的には国の方は技術的に難易度の高いと考えられる技術について、研究開発を本年3月から行ってございまして、実際、米国企業・フランス企業など国内外、海外の企業がこれに参加して11件の検証事業を採択しているところでございます。

長谷部県議

第二原発の4基の廃炉の判断について国の責任で行うべきだと思いますが、考えをお聞かせください。

土井審議官（経産省）

第二原発の取り扱いについてでございます。私どもも、この本議会におきまして一昨年、福島第一および第二原発廃炉を求める請願がだされたということは承知しております。それから同じく一昨年、福島県のほうにおいても全て廃炉にする計画を決定しておられるということも承知しております。さらに今年3月には本議会におきまして県内の原発全基廃炉を求める意見書が採択されたということは承知しているところでございます。このようなこれまでにない大事故を経験して、いまだに13万人の被災者の方々が厳しい避難生活を余儀なくされていると、こういった状況を踏まえればこのような請願等が提出されることは充分理解いたしますし、私どもも重く受け止めなくてはならないと思っております。今後の福島第二原発の取り扱いに関しましては、

原子力事業者であります東京電力が今後のエネルギー政策でございますとか、新規制基準への対応の方針、それから立地自治体・県の皆さまの様々なご意見を拝聴し、総合的に判断していくものであると当方は理解しております。

長谷部県議

いま、ご紹介していただいたように県内原発全基廃炉というのは県内オール福島の声と言って良いと思います。ですから、第一原発の5・6号機の廃炉を政府として東電に求めたことと同様にすればいいということなんですけれども、国としてはオール福島の声を聞くつもりはないということなんですか。お聞かせください。

土井審議官（経産省）

福島第一原発に関しましては、事故の処理に集中する現場体制を構築するという観点から昨年9月に総理のほうから5・6号機について廃炉にすることを要請したのは事実でございます。それを昨年12月に東電が廃炉を決定いたしました。そのような経緯がございます。総理の要請を踏まえて東電が廃炉を決定いたしましたのは、この福島第一原発5・6号機はですね、1号機から4号機の極めて近傍にあり、タンクの増設などそのスペースを活用することが廃炉の加速化に必要不可欠だろうという判断がございまして、総理の方から申し上げたわけでございます。一方この事情は第二原発は少し違うのではないかと考えております。先ほどご紹介しましたように、福島県の方々の心情を踏まえたと福島県の総意として全基廃炉ということをご提言していただけることについては充分重く受け止めておりますけれども、まず福島第二の稼働の判断につきましては東京電力の方でなされるべきではないかと思っております。なお、そのような福島県の皆さまの心情を考えますと、現時点において適合性審査が行われております一現在13原発でございますけれども一このような他の原発と同列に取り扱うことは難しいということについては認識はしております。

長谷部県議

事業者のお話がありましたけれども、東電は県知事に対しても県民に対しても県議会に対しても、全基廃炉の要望・要請に対して必ず答えるのはですね、「国のエネルギー政策の全体像が明らかになってから」というふうに言うんです。つまり国次第だというわけですよ、東京電力は。再稼働を前提とした国のエネルギー基本計画に基づいて、原発を含めた電源比率の数字によっては、第二原発の再稼働も国として考えるからということなのではないかと思うわけなんですけれども、どうですか。

土井審議官（経産省）

エネルギー基本計画に関しましては先ほどご紹介したような方針、3つのポイントをもって今すすめているところでございますが、これを具体的にどうするかということについては更なる具体策について今、総合資源エネルギー調査会の原子力小委員会のほうで具体的な策を検討しているところでございます。いずれにしましても全体のエネルギー構成というものをどうするのか、原発依存度の低下というのは全体のエネルギー構成をどうするのかということでございまして、いまこれを原子力小委員会でございましてか、再生可能エネルギー小委員会とか、そういうところで検討をしているところでございまして、これは各小委員会の検討が取りまとまりましたら、全体でエネルギー構成をどうするのかということを経済資源エネルギー調査会として、また政府としてとりまとめていくことになろうかと思っております。「それはいつだ」ということでございますが、できるだけ早くいわゆるベストミックスと言われる目標をとりまとめて皆様方に示していければということでございます。今の段階で具体的な時期を申し上げることはできませんが、何年もかけるような話しではないのでまさに早期ということを考えているところでございます。

長谷部県議

ですから私が聞いたのは、その電源構成によっては第二原発の再稼働もあるからということでは国は廃炉を判断しないのかと聞いたんです。

土井審議官（経産省）

繰り返しになりまして恐縮でございますけれども、茂木経産大臣のほうも繰り返しこの質問をうけておりますが、やはり今後のエネルギー政策の方向性でございますとか、地元の皆様方との色々なコミュニケーションや意見を伺いまして、東京電力のほうでまず第一に判断をしていくものであろうというふうに考えております。

長谷部県議

原発の再稼働についてですけれども、原発事故後の現在の実態、これをしっかり踏まえて再稼働については総合的に政府が判断するというのが筋だと思いますけれども、国としてはどう考えてますでしょうか。

土井審議官（経産省）

実態と申しますと今現在は、全ての原子炉は止まっているわけでございまして、それに対して各電気事業者の方で判断しまして、13 原発 20 基の適合性審査申請が規制委員会の方に出されているところでございます。今後原子力規制委員会によって、安全性が確認された段階で再稼働に向けての立地自治体等関係者の理解を得るような活動を続

けた上での話しになろうかと思っております。事業者の方で丁寧な説明を行うということは当然でございますけれども、国としてもしっかり説明していきたいと思っております。

長谷部県議

規制庁にお伺いしますけれども、原子力規制委員会設置法第1条には、「原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力…に関する縦割り行政の弊害を除去し…原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならず」、「原子力利用における安全の確保を…一元的に司る」「職権」を持つ「原子力規制委員会を設置」する、とあります。「安全とは申し上げない」ということは全くの職務放棄だと思います。いわゆる「新規制基準」が世界最高水準と言えないことは委員長も自覚されていることで、ならば、避難計画や最終処分場を含めた基準を設けるよう、現在の不条理な現状を打開するイニシアを設置法に基づいて委員会が発揮するということが当然のことだと思っておりますが、考えをお聞かせください。

山本審議官（原子力規制庁）

原子力の安全を図るのが私ども規制委員会の使命であるということはいまでもありません。法律にも規定されている通りでございます。ただ安全の向上というのは絶対安全というのはございません。常にこの安全性は見直しをし、改善をし、向上に努めていくと、そういう謙虚な気持ちであることが非常に大事であります。かつての安全神話に寄りかかるようなことは決してあってはならない、こういうふうに考えております。

従ってそういう観点から私ども田中委員長は新規制基準、もちろんこれは、これまでの福島の事故の経験あるいは諸外国・海外の色々な経験などを踏まえて作成いたしましたけれども、この基準が決して終わりではないと。これに適合すれば全てが終わりではないと。常に安全の更なる向上のために事業者も努力し、それから我われ規制当局もこれから色々新しい知見もあるかもしれませんから、それを基準の中に反映をし、それを守るという形で常に安全に対しては謙虚な気持ちで常に向上させていくと。私どもはよくPDCAという計画をつくって、チェックして、アクションして、改善をしていくというサイクルを回しておりますが、こういう取り組みを継続的にやっていきたいということで申し上げたというものでございます。

長谷部県議

結局いまの規制基準というのは、原子力発電所のその技術的・工学的な面での規制基準だと思うんですけれども、私が聞いたのはそれだけではなくて、避難計画とか最終処分場をどうするのかとかいったことも含めて、一元的に司るのが規制委員会ですから、

そういうことをきちんとイニシアをとるべきじゃないんですかと聞いたんです。

山本審議官（原子力規制庁）

いま申し上げたのは確かに原子力発電所に関する規制基準だと申し上げました。これは他にも核燃サイクル再処理施設だとか、こういったことも同様の対処のなかでやるということでございます。それで避難計画のお話しがございました。これは役割が確かに難しいところもありますけれども、私どもは防災に関して、技術的な指針、防災対策指針と呼んでおりますけれども、これを策定して公表するという責務がございまして、これを策定を現に行って、さらに最新の知見をとりながら順次また改定を続けているところでございます。具体的な防災に関しましてはこれは内閣府のもとで内閣府防災ということで、防災業務を司るセクションがございまして、ただ実際の防災計画自身は災害対策基本法のなかで、それぞれ自治体毎に県でありますとか市町村毎に計画をお作りいただきます。これを法律上の細かいことで言いますと、実地事務と申しまして、それぞれの災害、自然災害とかございまして、自然災害と同様に原子力災害についても、特に地元の状況をよくご存じの、主体である自治体さんがお作りされるのが一番いいだろうという考えのもとで、そういう法律の体系ができてるところでございます。それで私ども規制委員会がよくチェックしたらどうかとおっしゃいますけれども、まずは自治体でお作りいただいて、それでももちろん放射線というのは大変技術的に難しいものではございますから、そういう技術的な面でのアドバイスに関しましては私ども積極的に実施をしておりますし、それから先ほども言いました内閣府の原子力防災のセクションがございまして、そちらではいろんな資・機材の支援なども豊富に事業もやっておりますので、そういうものを整備するにあたっての技術的なアドバイスというものを実施をしております。それから避難の実効性の問題がよく言われますので、特に広域 30 キロ圏にあたります防災計画をつくる必要がございまして、複数の自治体・都道府県との連携が必要な場合もございまして、そういったところについては広域の自治体さん、県とか市とか入っていただくような検討会といいますか、それを国主導で作りまして、その中で調整なり助言なり、いろんな経験の共有等そういったことでやらせていただいているところでございます。

いずれにしても避難計画を実効あるような形でやっていかなければなりません。これを急に 30 キロ圏に広げてしまったというところがありますので、一つ一つこれも先ほどと同じであります、改善をしていただいて実効性をしっかり担保して頂ければというふうに考えております。

長谷部県議

一元的に司る機関としてのご説明とはとても思えないんです。それで第一原発の原子

力緊急事態宣言というのは解除されているんですか、継続されているんですか。

山本審議官（原子力規制庁）

ご指摘は原子力災害法に基づく緊急事態宣言のことだと思います。これは継続されております。そこでご案内の点いま3つの地域に区分がされて、避難準備区域についてはそういう条件なり事情がご理解頂いたところから順次解除されていると、こういう理解でございます。

長谷部県議

その緊急事態を脱するために事故収束に国として全精力をかたむけるべきで、再稼働にエネルギーを費している場合ではないというのが福島県民の願いだと、声だと思えますが、そうした声をどう受け止めていますか。

糟谷対策監（経産省エネ庁）

重く受け止めて事故の収束に、一日も早く収束するように全力をあげて参ります。

長谷部県議

次に、廃炉作業にたずさわる人びとは、文字通り、福島未来を切り開く最前線の労働者であります。中長期ロードマップにおいても、「適切な労働条件確保に向けた取組」として、業者への教育だとか元請の取り組み調査をするなどしてはいますが、不十分だと思います。作業そのものを国家プロジェクトとして位置づけて、作業員全員に「被ばく管理手帳」といったものを交付し、健診や医療を無料にする、検診項目も充実して身近な医療機関で受けられるようにする、心理的側面も含めた健康相談センターを開設する、作業従事後の生活保障の仕組みをつくる、こういったことが今後の長い廃炉作業と、これを担う人材を安定的に確保・育成する前提にもなるとは思います。国の責任でそうした仕組みをつくるべきだと思いますが、どうでしょうか。

糟谷策監（経産省エネ庁）

作業員の被ばくの管理については、法令に従ってしっかりと枠組みをつくって対応をしております。それから作業員の育成ということにつきましては、これまでともすると東京電力、全部一般価格競争入札でとにかく安いところに出すということをやってきました。ただこれをやりますと、確かに安く契約はできるでしょうけれども、次の仕事の見通しが立たないということで、その仕事を受ける事業者の方々がですね、そこに継続的に作業員の方を確保したり、もしくはその作業員の方々に教育訓練・研修をするということはなかなか難しゅうございます。したがって去年の秋以降ですね、そういう

一般価格競争入札を見直してですね、極力、随意契約に基づいて安定的に将来の仕事の見通しが見えるような形で、したがって作業員の方をちゃんと確保して育成できるような形での契約体系に切り替えてきておりました、現時点では9割以上がそのような体系になってきております。国も先ほどご説明しました現地事務所を通じてですね、様々な元請けの皆さま、ゼネコンの方々、現地の事務所を定期的にぐるぐる回りまして、色々とお困りのこと、お話しを伺ってですね、必要な対応をとるように東京電力に申告しておりますし、今後も引き続き続けてまいりたいと思います。

長谷部県議

除染にかかわってです。環境省は「除染新方針」を示しましたが、空間放射線量・毎時0.23マイクロシーベルトは除染目標ではないと強調されました。ここにですね、福島環境再生事務所からいただいたパンフレットがあるわけですが、この2ページの「除染はどのように進めていくの？」として一番下に「具体的な空間放射線量の目標は0.23マイクロシーベルト毎時になります」と書いてあるんですよ。国が示した除染の目標と受け止めるのが当然であります。「政府の方針に関して正しく伝えられていない」とか、不安をもったほうが問題であるかのように受け取れる方針転換を、どう説明するのかお聞かせください。

環境省 関谷毅史福島環境再生事務所長

除染の目標に関しまして国のこれまでのご説明に対してですね、今ご指摘のあった0.23マイクロシーベルトという値があたかも除染目標であるかのように受け取られてしまう、かつ私どもの説明資料の中でもですね、そう解釈できるような表現になっていたというご指摘だと思います。そういった国が正しく伝えられてこなかった点が、まさに今回の4つの市との勉強会の中で4つの市からも厳しく指摘を受けたところでございます。従いまして、私どもとしましてはこういったこれまでの説明不足、そしてそれに基づく現在の県民の皆さまが抱いておられる不安、そういったものを一つ一つきちんと解決しなきゃいけない、そういった気持ちで改めてこの中間報告をまとめさせていただいたと思っております。今後はこの中間報告の中で改めてまとめさせていただいておりますけれども、この放射線防護のために除染をするわけですが、その放射線防護というのは個人の被ばく線量をきちんと押さえていくということが目的でありまして、除染の中でこれまで長期目標といっておりましたものも、まさに空間線量の値ではなくて、個人の追加被ばく線量を1ミリシーベルト、1年当たり1ミリシーベルト以下に抑えるということが長期的な目標ということになっております。そういった点について、誤解のないようにこれまでの説明について反省すべきところは反省をして、コミュニケーションを図っていきたいと思っております。

長谷部県議

午前中もありましたけれども、市町村の多くは従来通りの目標で除染を行なうということなんです。再除染も含めて、除染に関する財源保障というのは今後もきちんと十分なされるということによろしいのでしょうか。

関谷所長（環境省）

現在除染につきましては、国は直轄除染はもとより、それから汚染状況重点調査地域における市町村除染につきましても、国の補助金に基づいて、県に設置されました基金に基づいて措置されております。今後も含めて、市町村においてこの計画に基づいて実施される除染につきましてはきちんと確認措置がされますように図ってまいりたいと思っております。

長谷部県議

除染の基本的な考え方として、私はですね、国の責任ですすめるべきだと思っておりますが、現在住んでいる土地だとか、あるいはこれから帰還する土地で生活した場合に、その土地・地域の汚染状況が個人線量にどのように反映されるのかということも国の責任で、特別の体制もとってより細かに実測するというを基本にして、自己責任に帰されかねない個人線量計による実測値はその補完として位置づけたらどうかと思っておりますがどうでしょうか。考えをお聞かせください。

関谷所長（環境省）

除染につきましては今、この放射性物質汚染対処特別措置法に基づいて国の責任のもとで措置をしております。市町村除染につきましても国からの財政措置はもちろんです、技術的な支援についても行っております。これは今後ともやっております。今ご指摘のありました今後帰還される地域も含めてですね、除染をしたあとの線量についての管理というものをどうするのかというお話しかと思っておりますけれども、私ども今回個人線量を考慮することを重視すべきだということはこの報告でも私、言っておりますけれども、これは最終的に先ほど申し上げたような、放射線防護の長期的な目標がやはり1人ひとりの被ばく線量を1ミリシーベルト以下に抑えるということを実現するためには最終的にはやはり個人個人の線量というものを尊重しなければいけないということでお話しをしたものであります。ただ、だからといって、空間線量を計らないとかそういうことではもちろんございません。実際いま、除染を終えつつある国直轄除染の地域におきましても、私も除染のあとの線量がどうなっているか、事後モニタリングを実施しておりますし、またそのなかでですね、実際に線量の程度確認はした上で、取り残し等が

あればフォローアップの除染を行っていくということにしております。そういったのと合わせまして、今後個人の被ばく線量も重視をしていく、そういうことでありまして、空間線量をまったくこれから顧みずに除染をすすめるという意味ではございません。

長谷部県議

中間貯蔵施設に関わって、放射性物質汚染処理特措法に基づく基本方針というのがあって、そこでは「中間貯蔵施設及び最終処分場の確保やその安全性の確保については、国が責任を持って行なう」とされています。今の中間貯蔵施設ありきで、施設受け入れを前提とする進め方ではなく、最終処分場の確たる方針をきっちり決めて、その上で中間貯蔵施設、地域振興策、生活再建策を国として責任をもって提案すべきだと思いますがいかがでしょうか。

環境省 高橋康夫大臣官房審議官

中間貯蔵施設につきましては、すでに原子力災害で大変な負担を負っておられる地元の皆さんにさらに新たなご負担を強いるということで、たいへん申し訳なく思っておりますけれども、一方でやはり福島を除染の推進・復興の加速化に向けては必要不可欠な施設ということで、なんとか具体的に実現をしたと思って今までずっと調整をさせていただきました。その中で最終処分が決まっていないということは午前中からもご指摘の通りでございますけれども、この膨大な福島県内から発生をする汚染土壌等を考えますと、やはりなかなかすぐには最終処分の行く末が決めかねるということも事実でございます。それを待っていますと、やはりいつまで経ってもこの生活環境にあるフレコン(バッグ)が片付かないということでございますので、私どもとしてはまず中間貯蔵施設を地元にて丁寧にご説明をさせて頂きながら1日でも早く実現をさせたいと。それと並行して最終処分についてはしっかりと8つのプロセス・ステップにしたがって、すすめていきたいというふうに考えております。

長谷部県議

最後に確認をしておきたいんですけれども、事故原発のですね、タービンなど高濃度放射能汚染された巨大な機器・装置、メルトダウンした核燃料、これから解体する建屋の処理・保管についてどうするのか、考えをお聞かせください。

山本審議官（原子力規制庁）

まずは当面はですね、使用済み燃料の取り出し、それからその後のいわゆる溶融した燃料のデブリの取り出し、まずこれが一番の大きな課題だと思っております。これには30年あるいは40年近く長期間かかると。しかもその方向はまだ確立しておりませんの

で技術開発その他がすすめられていくことになろうと思います。そして使用済み燃料と燃料デブリが仮にきれいに全部除去できると、単に放射性物質に汚染されただけの建物だけになりますので、これは通常の原子力発電所の廃炉と同様の工程ですすむことができるのではないかと考えております。ただそれが理想通りにできるかどうかは、やはり燃料デブリの取り出し如何にかかっていますので、これは一体どこにどれぐらいの量がどういう状態でいま蓄積されているかということをもとに把握をすることからはじまることになろうかと思っておりますけれども、まずしっかりと状況把握からはじめてまいりたいと思っております。

長谷部県議

私は、国が加害者責任をちゃんと明確にして、県内原発全基廃炉はもちろん、汚染水問題をはじめとして事故収束のために、国が前面に立つということを言葉だけにしないで、現地での対策実施とその体制確立に主体的に責任を持つということを求めまして、質問を終わります。

以 上